

会議録

会議名	平成28年度 第4回 八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会
日時	平成28年11月25日(金) 午前9時30分～11時30分
場所	八王子市役所 本庁舎事務棟8階804会議室
出席委員	和氣純子会長、山内英史副会長、小池公江委員、日高絢子委員、平川博之委員、村上正人委員、大久保孝彦委員、桑野洋子委員、田中泰慶委員、小新井妙子委員、吉澤努委員
出席臨時委員	
オブザーバー	(高齢者あんしん相談センター大横) 浜脇センター長、(高齢者あんしん相談センター旭町) 木村センター長、(高齢者あんしん相談センター高尾) 斉藤センター長、(高齢者あんしん相談センター左入) 山本センター長
関連部署説明員	高齢者いきいき課長 元木、介護保険課長 横溝、地域医療政策課長 高橋
説明者	
事務局	高齢者福祉課長 溝部、高齢者福祉課主査 半田・辻野・臼井、高齢者福祉課主事 渡邊
欠席者	
公開・非公開の別	「公開」
傍聴人の数	「なし」
次第	1 開会 2 議題 (1) 平成28年度高齢者あんしん相談センター運営評価について (2) 平成29年度包括的支援事業等実施方針について 3 その他事務連絡 4 閉会
配付資料名	資料 次第 1-1 平成28年度高齢者あんしん相談センター運営評価概要(案) 1-2 平成28年度高齢者あんしん相談センター自己評価シート(案) 2 平成29年度包括的支援事業等実施方針 その他 地域資源マップ(デジタルコンテンツ)の作成について その他 平成28年度第2回認知症高齢者ネットワーク会議(平成28年11月4日開催)資料一式 意見書

- 【高齢者福祉課主査】 平成28年度第2回高齢者あんしん相談センター運営部会を開催する。
- 【高齢者福祉課主査】 本日の高齢者あんしん相談センターオブザーバー参加は、高齢者あんしん相談センター大横の浜脇センター長、センター旭町の木村センター長、センター高尾の斉藤センター長、センター左入の山本センター長。
- 【高齢者福祉課主査】 配布資料確認。
本部会は原則公開とする。今回についても公開としてよろしいか。
- 【 全 員 】 異議なし。
- 【高齢者福祉課主査】 それでは、報告に入る。ここからの進行は、本部会運営要綱第4条に基づき、会長にお願いすることになる。和氣会長にお願いする。

議題

- 【議題（1）：平成28年度高齢者あんしん相談センター運営評価について】
- 【 和 氣 会 長 】 それでは、次第に沿って進める。【議題（1）：「平成28年度高齢者あんしん相談センター運営評価について」事務局より説明する。
- 【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 毎年実施している高齢者あんしん相談センターの運営評価について、平成27年度の法改正により基本的には自己評価をすることとなった。従前は委員に協力頂きヒアリングを実施していたが、包括も成長してきたため自己評価を行い、本部会の方に示すという大まかな狙いがある。
資料のフローチャート説明。
左側が本部会の流れ、真ん中に高齢者あんしん相談センター、右側は事務局、という役割分担表になる。本日の会議が左上の評価項目のヒアリング項目決定という事になる。決定後は、高齢者あんしん相談センターの矢印に沿い事務局から自己評価シートの提出を求める。こちらがAの箇所になり、高齢者福祉課による自己評価シート確認後、ヒアリングを12月19日から12月26日の間に実施する。事務局の方でAとBを取りまとめ、全体的な留意事項などを作成し、包括に通知する。法人による評価、留意改善事項の回答を事務局に提出。出来あがったシートは2月3日開催の本部会で、法人からの回答事項等に対する市の考え方についての報告で示す。
資料1-2について説明。差し替えした理由は、包括と調整したことによる。事前送付したシートは評価項目が細かく作られているが項目自体が限定的だった。センターの組織の関係についても、例示として出すが、人員配置、夜間対応、それ自体の項目に評価を与えるという事になっている。それ以外の項目も色々やっているの、評価がうまく反映できないのではないかと意見があった。評価項目が左側、大きく事業の運営方針を仕様書の中でうたっている。評価した視点で事前に仕様書などではっきり書いてあるもの、例えば組織の欄だと、人員配置、夜間の緊急対応、それ自体を評価する。個人情報では例以外のことも包括では一部という認識で実施しているので例とした。例以外の事も包括はやっている。ぜひ、評価したいので例文とした。それ以外、やっていく項目があれば、その項目を包括の方で書き加えて、それに対しての評価をしていくという形で作成した。ここまでで意見を伺いたいよろしいか。
- 【 和 氣 会 長 】 内容について意見・質問よろしいか。
- 【 全 員 】 特にない。

- 【高 齢 者 福 祉 課 長】 評価の視点で例として挙げているが、気を付けて自己評価してもらいたい所が他に何かあれば、項目ごとに説明する。評価項目と評価した視点を読み上げる。
- 1 項目の組織、運営は省略、個人情報の保護については 2 点例を挙げている。保管する書庫などの施設の関係と、業務終了後の鍵付きの書庫などは適切な場所に収納されているかという 2 点を例として挙げている。
- 総合相談支援業務では 4 点例を挙げている。高齢者の所在、人数把握、現状把握が 1 点目、地域との関わりの機会の確保が 2 点目、職員間の情報共有、専門性を生かしたスキルアップの助言、相談体制ができていないかどうか、社会資源の把握に関する取り組みを行っているかどうかの 4 点。
- 権利擁護業務については、虐待事例の把握、虐待予防に対する啓発活動の 2 点を挙げている。成年後見の関係については、利用促進の支援を行っているかどうか、消費者被害については、消費生活支援センター等々でそういった活動を行っているかどうか。
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、ケアマネさんとのネットワーク構築体制という事で、情報共有などの場を設けて、しっかり情報をやっているかという例示を挙げている。個別事例などを通して、相談後のフォロー体制について挙げている。多職種の集まる機会をしっかりと設けていったという例示。在宅医療介護連携の推進という事で、医療機関との連絡調整会議等の催し物をどの程度やっているかという例示。
- 生活支援体制整備については、生活支援コーディネーターが各圏域に配置されたので取り組み状況についての確認となる。
- 認知症施策の推進については、地域の関係機関との連携、ネットワーク作り、認知症に関する普及、啓発活動、サポーター養成講座、フォローアップ研修等の実施を例示として挙げている。
- 地域ケア会議については、地域ケア会議の周知、関係者からの情報共有、議事録の作成など、情報が共有されている参加者間にフィードバックされているかという点。
- 介護予防については、ニーズに合った教室の開催などの活動について。
- 家族介護者教室については、家族支援、介護保険制度の普及、啓発を例示で挙げている。
- その他として地域特性を踏まえた取り組みを書いて頂く。その辺りを例示として挙げている。
- 【 和 気 会 長 】 意見はよろしいか。
- 【 栗 野 委 員 】 苦情対応が事前送付資料にはあったが差し替え分にはない。
- 【高 齢 者 福 祉 課 主 査】 苦情対応については実施方針には明記していなかったため削除した。次年度の実施方針、仕様書にはいれていきたい。
- 【 田 中 委 員 】 個人情報の保護について、管理責任者が決まっているのか。まずは管理責任者を特定しておかなければいけない。
- 【高 齢 者 福 祉 課 課 長】 個人情報の管理体制は、責任者が決められた上で、組織としての管理者を入れていく。
- 【 田 中 委 員 】 町会・自治会では、会長が責任を持って管理する。手続きはきちんとしていかなければならない。

- 【和氣会長】 管理マニュアルがあり、実行されているかの2段階になると思う。
- 【小新井委員】 個人情報パソコンで管理されていると思うが、外部とつながっているか。
- 【高齢者福祉課主査】 はい。
- 【和氣会長】 パソコンは閲覧制限とか規則などはあるのか。
- 【高齢者福祉課主査】 業務で使うパソコンについては、届け出があった職員のみID・パスワードを付与している。それ以外の職員は基本的に触れない形になっている。
- 【高齢者福祉課課長】 個人情報に関しては、包括システムはインターネットにつながっていない。クローズのネットワークなので外に出る心配はない。
- 【和氣会長】 個人情報のFAXのやりとりなどはあるか。
- 【高齢者福祉課課長】 FAXは禁止している、
- 【和氣会長】 他の機関とのやりとりは他の方法をとっているのか
- 【高齢者福祉課課長】 郵送や持参。
- 【小新井委員】 個人情報のメールでのやりとりはあるか。
- 【高齢者福祉課主査】 メールでのやりとりも原則禁止している、やむを得ない場合は、パスワードをつけて、二重の処理をしたうえで送る形になっている。個人情報を扱っている端末については、外部とインターネットはつながっていないが、役所とはつながっている形になるので、共有フォルダという形でデータのやりとりをする、外部とは一切つながっていない端末の中でやりとりをする形です。
- 【和氣会長】 地域ケア会議などで事例を検討する時の一定のルールも定められているか。
- 【高齢者福祉課主査】 地域ケア会議では個人情報のやりとりをする場合には、参加者全員から誓約書により署名をもらい、守秘義務を課している。
- 【和氣会長】 例示の項目等はセンター長会議で十分に議論した上で、ここに挙がってきているという理解でよろしいか。
- 【高齢者福祉課主査】 十分とはいえないが、意見は頂いた上で検討している。
- 【和氣会長】 以前は委員が分担してセンター長に来てもらい資料を見せて頂きながらヒアリングをしていた。センター側に大変負担はあったが、委員が実情に触れてディスカッション出来たというメリットがあった、去年一昨年からは事務局が評価し評価結果が部会で報告という形になった。新しい委員の方々は各包括の実態があまり分からない事になっていると思う。
- 【栗野委員】 実際文書には評価とか細かい部分が分からない。苦情対応は以前あったのか。
- 【高齢者福祉課主査】 去年はない。
- 【和氣会長】 今年載せてわざわざ削ったのか。
- 【高齢者福祉課主査】 体制は各法人での体制となる。市からこのような形で実施するという明示はしていない。法人内での苦情対応窓口については、各法人で設置をされているため任せられる形なる。評価の中では委託の評価としては入れない形とした。
- 【和氣会長】 以前はセンター長とその法人の代表も来ていた、法人側としてのバックアップ体制とかを含めてお話を聞いたりしていた。こういう形になり、どうか。
- 【小新井委員】 受け持ちが5か所だったが、ヒアリングをして紙だけよりはよくわかっていた。先日3か所見学させてもらい、紙だとわからない事が、見に行くと分かるという実感を得た。ヒアリングがなくなり、私達が知る機会は、出てきたことだけになってしまうので、色々問題も多いが、あったほうがわかりやすいかなとも思う。

- 【高齢者福祉課課長】 知りたい項目などがあれば、例示の中に入れ応えていくのは可能。
- 【和氣会長】 来年度でも今年度行けなかった包括をフォローアップして現地を訪問する機会を作って、代替するという事があってもいいのかなと思う。評価結果によってセンターの今後の方針にフィードバックする書面もあるので、そこに法人のこれからの考え方などを提示してもらうなど。資料の中にあるか。
- 【高齢者福祉課主査】 最後のページ。法人としての取り組みに部分については、法人からヒアリングの内容とこちらの指摘事項などに対して今後どう取り組んでいくのかを最後に返してもらうという流れになる。
- 【平川委員】 初めは数も多くなく、法人間のばらつきがなかった。各センター独自で踏ん張ってもらいよかった。ヒアリングは効果があったと思う、刺激になったと思う。できれば一番いいが、数があるとベストではないと思うが、変えざるを得ないのかもしれない。新規参入ではないが、やっている方も直接話せて嬉しいと思う、自分たちはどうかと評価も気になるが勇気づけられる、新しい所だけでもあってもいいのかなとは思う。
- 【高齢者福祉課課長】 包括の活動を広く周知していく事が大きな仕事だと思っているので、仕組みを考えたいと思う。
- 【山内副会長】 評価する視点は包括毎に変わるのか。
- 【高齢者福祉課主査】 はい。
- 【和氣会長】 ほかに質問等はあるか。【議題（1）：平成28年度高齢者あんしん相談センター運営評価について】は以上となる。
- 【議題（2）：平成29年度包括的支援事業実施方針について】
- 【和氣会長】 【議題（2）：平成29年度包括的支援事業実施方針について】事務局より説明する。
- 【高齢者福祉課課長】 平成27年度の法改正で市の方から委託包括の方に示すものとして規定されている。平成27、28、29年度が介護保険法の第6期事業計画の3か年の中の動きで平成27年は大きくかわったが、今年度あまり変わりなし。
- 資料2-(3)のイ、地域の保健福祉、医療機関やボランティア、民生委員と150人ほどいる介護サービス訪問ふれあい員を例示としていた。
- 資料5-(1)介護予防ケアマネジメントの導入に向けて協力して取り組む。ケアマネジメントの検討委員会を今年度前半に行う。イについては、チェックリストに関する事で、当初、八王子市では認定調査を受けたうえで更新時に総合事業だけしか使わない人を対象としている。認定更新ではないチェックリストの使用、希望に応じたチェックリストの使用を考えている。その際チェックリストは包括でやる事が想定されるので追記した。2点がマイナーチェンジ。他は若干の文言の修正となる。
- 【和氣会長】 内容について意見・質問等よろしいか。
- 【和氣会長】 新しい介護予防ケアマネジメントのやり方は市で決まったのか
- 【高齢者福祉課課長】 当面はその形でいくと決まった。
- 【和氣会長】 基本チェックリストも今まで使っていたものと同じか。
- 【高齢者福祉課課長】 様式については国のチェックリストと同じになる。

- 【和気会長】 最初は認定調査を受けてもらって、更新の時に希望する人は基本チェックリストに流れていく。希望は本人の希望か。
- 【高齢者福祉課課長】 はい。
- 【和気会長】 利用者含めて知っているか。周知は。
- 【栗野委員】 知らない。
- 【高齢者福祉課課長】 周知のタイミングは、来年度に向けて行う。
- 【高齢者福祉課主査】 来年度2月ごろに、事業者を対象に説明会を実施予定。基本チェックリストが同封されるのは平成29年4月から更新対象者が優先。実際更新を迎える方は6月から随時基本チェックリストで更新が可能になる予定。
- 【平川委員】 基本チェックリスト、訪問調査をやっていく、忙しくなるのか暇になるのか、お金になるのか、包括として、今までと仕事量は変わらないのか、人とお金の動きがどうなるのか、どこが大変になるのか楽になるのか、予算的に減るのか、
- 【高齢者福祉課主査】 基本チェックリストはこれまでの認定申請に代わるのであくまで認定者を、選定するための通知。人的なものに関しては、認定を通らなくても更新の対象の方は基本チェックリストを自分でつける。認定調査の事務が減る。
- 【平川委員】 事務は減って、お金も減る。
- 【高齢者福祉課主査】 基本チェックリストはあくまで自分の主観でつけるもの。手間は本人の記載だけになる。そこからケアマネジメントを通してサービスにつなげるという流れになる。対象者数は大きく変わらない。新規は必ず認定申請を通るルートで考えている。新規で基本チェックリストを使ってというのは本市ではまだ想定していない。認定申請をとり、次回から基本チェックリストで更新が出来る。報酬の持ち出しは、市側は少なくなる、マネジメントする件数が減るわけではない。包括側と委託側の報酬が減ることもないと考えている。
- 【平川委員】 要支援が対象者、2年後明らかに認知症が進行していて介護認定になりそうという人に対して、本人が元気だともれてしまう。
- 【高齢者福祉課主査】 ケアマネの方で、アセスメント対面で話してもらおう。明らかに申請をした方がいいなと話があれば、本人の希望で話をして認定申請をする流れ。
- 【和気会長】 見極めが以前より重要になるのか。
- 【高齢者福祉課主査】 自治体によっては25項目のアセスメントシートを付けてくる。本市もやっていく中で不具合等あれば随時改訂していく。当面は更新対象者で基本チェックリストを作るだけで運用していく。
- 【大久保委員】 新規から基本チェックリストは活用しないということだが。
- 【高齢者福祉課主査】 基本チェックリストは本人の主観で25項目を書く。認知機能を図るものから身体的なものまで、1つでもチェックがつけば、事業対象者という事で介護保険の要支援のサービスを使える国の制度になっている。そのまま導入してしまうと基本チェックリストでチェックすれば、難しい認定調査や医師の意見書がなくても介護保険のサービスが使えるようになってしまう。もう少し基本チェックリストの使い方を整理しないと、対象者が増え介護サービスをどんどん使うようになることを想定して新規導入は控えることにした。既存のサービスが介護保険要支援者の相互利用のサービスが現行相当の通所サービスと訪問サービス、これまでのデイサービスとホームヘルプサービスが中心で総合事業を動かす。

今後、総合事業の多様なサービス、緩和型の訪問サービス、通所型サービス、生活支援サービス、これらが充実した暁には基本チェックリストを導入する。1番は費用の事を見ている。介護保険のサービス、相当サービスしか現状はそろっていない。介護報酬費の増大の懸念があるので新規導入は、まだ少し早い。今後、生活支援等のサービスが充実してきた暁には検討、新規の方も基本チェックリストを使えるような流れを汲みたい。

【高齢者福祉課課長】 認定申請を受けていれば、他のサービスも選択肢として使えるが、当面はそのような形で実施していく。

【和氣会長】 今までとケアマネの関わり方は同じ。今は現行相当のサービスが主体だが、緩和した基準などバリエーションができて見分けや基準は決まったのか、全てケアマネとのやりとりの中で決まっていくのか。

【高齢者福祉課主査】 平成29年度から緩和型の訪問型サービスが登場する。検討を介護保険課ですすめてきた。一定の基準はあるが、実際はケアマネが家族と本人と話をしてどのサービスが適当か確認する。

【和氣会長】 基準は市で決まっているのか。

【介護保険課課長】 決まっている。

【和氣会長】 包括のケアマネ、民間のケアマネか。

【介護保険課課長】 先日説明会を行ったところ。

【和氣会長】 次回あたりに情報提供願う。

【高齢者福祉課課長】 基準について了解。

【山内副会長】 取組としてはどこか。

【高齢者福祉課課長】 包括が行う取り組みである。

【和氣会長】 ほかに質問等はあるか。なければ【議題(2):平成29年度包括的支援事業実施方針について】は以上となる。

3 その他事務連絡

【その他事務連絡(1):地域資源マップ(デジタルコンテンツ)の作成について】

【和氣会長】 続いてその他事務連絡として2点、事務局より説明する。

【高齢者福祉課主査】 地域資源マップについては、これからでてくる多様な生活支援の情報、介護の情報、医療の情報、ホームページの情報である。高齢者本人や家族、ケアマネ等が高齢者の自宅を中心にサービスを探せるコンテンツを作成中。今年度構築予定、来年の4月以降に、ホームページを公開予定。現在、業者の選定中である。イメージが出来次第報告する。

【和氣会長】 内容について意見・質問等よろしいか。

【和氣会長】 検索できなかったサロンや住民の活動や生活支援の団体も含め新たに作らなければならない。入口は八王子市から入るのか。

【高齢者福祉課主査】 市のホームページにリンクをつけ、そこから検索する形を予定。

【和氣会長】 市民活動協議会のハンドブックのイメージ。

【高齢者福祉課主査】 そのデジタル版、コンテンツ版。更に色々な情報も見られる。

【小新井委員】 市民としてはありがたい、母が認知症になったときは色々な所を自分で検索して探していた。平成29年3月に完成か。

【高齢者福祉課主査】 4月から市民に見れる形で公開したいと考えている。

- 【吉澤委員】 情報公表制度は事業者側負担。地域支援マップは国の情報は必要はないのか。
- 【高齢者福祉課主査】 今のところ想定はしていない。内容が変わった際には1つの窓を用意。運用の中で事業者へ委託、連絡をもらえば更新する。負担はないと考える。
- 【小新井委員】 実際に事業者の詳細が出ているが、ホームページのオアシスナビと同じ内容か。
- 【高齢者福祉課主査】 同じ内容、事業者へ負担をかけたくない。載っているものを写して更新できればと考えている。
- 【和氣会長】 個別の事業所にもリンクでとべるのか。高齢の方はネットはきついが、介護者は大丈夫だろう。冊子とかにはできないのか。
- 【高齢者福祉課主査】 冊子は分からないが、市民活動協議会で作られているものもあるので、並走するようかと考えている。
- 【吉澤委員】 他市と比べてまだ少ないのか。
- 【高齢者福祉課主査】 デジタルとしてはまだ少ない、冊子をPDFにしている自治体もあれば、沼津市のような所もある。作っている団体は全国的にはまだ少ない、包括ごとにマップを個別に作っている所はある。
- 【小新井委員】 沼津市でのアクセス数はどの位なのか。
- 【高齢者福祉課主査】 調べてない、調べてみる。
- 【高齢者福祉課課長】 ケアマネがプランを見直す時にも使えるかと思うので、かなりのアクセス数見込まれると考えている。
- 【和氣会長】 ほかに質問等よろしいか。その他事務連絡1については以上。
- 【その他事務連絡(2)：平成28年度第2回認知症高齢者ネットワーク会議について】
- 【和氣会長】 平成28年度第2回認知症高齢者ネットワーク会議について事務局より説明する。
- 【高齢者福祉課主査】 概要に沿って説明、認知症初期集中支援チームの設置について、認知症ケアパスの作成について、(仮称)認知症高齢者SOSネットワーク事業という事で認知症が入りSOSという所もあるので、相性なども考えて事業を進めていきたいと考えている。認知症初期集中支援チームの説明をする。新オレンジプランの7つの柱の中の4番目の認知症の人の介護者への支援で、介護者の負担軽減を図るという事で平成30年度までに全ての市区町村に設置が義務づけられている。本市では、事業開始を平成28年10月1日にすでにチームの設置はしている。事業概要については手引きの2頁をご覧ください。認知症の方の早期発見、早期対応という事で認知症になっても地域で住み慣れたよい環境の中で住み続ける事ができるよう支援しながら適切な医療や介護につなげていく事業になる。チーム数の検討については認知症疾患医療センターが実施をしている研修での地区割りをもとに市内にいくつ位必要か検討した。2番目は地域が広い所と各地域にそれぞれ特性があるのでいくつが妥当か検討した。設置医の検討内容としては東京都の地域拠点型認知症疾患医療センターで平川病院が指定を受けている。

アウトリーチ事業という事で同じような方を対象とした事業があるので、棲み分けについて疾患センターの方と検討した。委託先の決定については医療や介護の専門職を備えたチーム構成が必要な為、認知症ケアや鑑別診断の経験も必要となる。実情を知っている八王子医師会に依頼をして推薦という形で医療機関は決定した。事業の対象者は認知症が疑われるが診断を受けていない者、認知症が疑われる症状により日常生活が困難になっている者、認知症が疑われるが包括の支援では医療につなぐことが困難な者、こちらの条件を満たす方が対象となっている。利用については、包括に相談し、対象者の状態を把握したうえで支援依頼を市の方に依頼する。市から支援決定をしたうえで各チームに依頼をする流れになる。概要の1枚目に沿って説明。Aは三愛病院、Bは数井クリニック、Cは永生病院、Dは恩方病院、こちらの4つのチームを委託した。10月1日から事業を開始。進捗状況としては支援依頼を受けて恩方病院で支援を開始している。概ね6か月の期間の中で医療・介護・福祉の専門職、必要に応じて医師が訪問したうえで治療、支援をして鑑別診断までつなげて、必要があれば適切な医療または介護の方につないでいく事業になる。今年度については事業報告をしながら認知症高齢者ネットワーク会議等に報告する予定。

認知症ケアパスの作成について。作成については各包括に平成28年2月に配置した認知症地域支援推進員によりプロジェクトチームを設置。2月から毎月会議を開催し、原案を作成中。作成にあたり認知症疾患医療センターの職員もオブザーバーとして参加した。認知症ケアパスというのは認知症の容体に応じた適時適切な医療、介護などの提供ということで、いつどこでどんなサービスを受けたいかなどを紹介するガイドブックになる。まるごとガイドブックをカラー版で作成することを検討している。検討方法は各項目に分けて推進員が地域によって社会資源の調査や、訪問、聞き取りなどをして作成した。ネットワーク会議は医師、学識経験者等を含む認知症高齢者ネットワーク会議で専門的な意見交換を行い、最終的には市で決定するという方向で進めている。平成29年3月に発行予定、2月の市議会厚生委員会に報告後配布予定。部数は今年度2万部を予定。対象者は認知症の方とその家族。配布方法は、包括、市の窓口等、所管課市民部に設置をして配布していく予定。進捗状況は認知症高齢者ネットワーク会議でも案を提示して様々な意見をもらっている。内容については今後修正をしていく予定。

3(仮称)徘徊高齢者SOSネットワーク事業について、行方不明になった高齢者等が出た場合、なるべく早く発見、保護につなぐ為のネットワークを構築する。その1つとして、早期発見の為に見守りシールを使った事業を予定している。平成28年の下半期開始を予定している。事業内容は見守りシール、粘着シールで衣類等につける場合は縫いこんでもらう方法をとる。シールを衣類や持ち物につけて、もし、本人が行方不明になった場合、発見した方がフリーダイヤルにかけると、自動音声ガイダンスがあり、ID番号を入力すると事前登録した家族の携帯電話に転送される、2名まで登録できる。アプリによる検索機能がある。家族がID番号を入れ携帯から検索依頼すると半径5キロ以内の方に検索、不明者ということで写真付きのデータがアプリに掲載される。

5 キロ圏内にある包括の方から再度 ID 番号を使い、発信することで次の5キロと広げていくことも可能。アプリを使った模擬訓練もできる。個人情報については、写真の他名前等も入れることができるが、住所は町名まで、最後まで番地は入れない。実際発見された際には、発信者がボタンを押すと、アプリから情報が消える。メールでは個人情報が残る事があるが、アプリにはそんなメリットがある、家族と市だけではなく警察、消防、関係事業者、企業、個人を含めて現在調整中。本市が取り組んでいる認知症施策についての進捗状況である。

- 【和気会長】 内容について意見・質問等よろしいか。
- 【和気会長】 まるごとガイドブックはまだ案か。
- 【高齢者福祉課主査】 はい、ネットワーク会議に提示するための案。重点的に文字や色合い、サイズなど意見もらっている。
- 【小新井委員】 IDで探すのはすごくよいと思う。この2,000円というのは。
- 【高齢者福祉課主査】 入会金という事でシールが48枚つく。
- 【小新井委員】 月額300円というのは。
- 【高齢者福祉課主査】 システムを維持するのにかかる費用。行政側で一部負担をすることで検討中。
- 【和気会長】 48枚、縫い付けるのか。
- 【高齢者福祉課主査】 粘着シールになっている。携帯電話に貼る事も可能。
- 【小新井委員】 洗濯はできるのか。
- 【高齢者福祉課主査】 大丈夫。
- 【小新井委員】 余計なものと思って、捨ててしまう。
- 【高齢者福祉課主査】 サイズ的には衣類のタグ位。
- 【田中委員】 半径5キロ圏内は狭い、将来的に距離を広げていくのは考えられるのか。
- 【高齢者福祉課主査】 事業者のシステム的には10キロ、20キロの設定はできる。まず5キロという運用の中で、八王子市内に包括が16か所あるので、受けた包括が次の5キロと広げていく必要がある。包括から広げていくという運用でスタートしてはと考えている。
- 【和気会長】 基本は市内か。
- 【高齢者福祉課主査】 圏域に近いところ、半径5キロだと南大沢や町田市にも届く。必要であれば関東近県検索依頼が可能、ただ、一番身近で見つけるのは、協力者のアプリを見て、見かけたという事で保護して頂く。色々なケースが想定されるのでなるべく早い段階で情報発信し保護につなげていく。
- 【和気会長】 その他質問等あるか。事務連絡2については以上。
- 【和気会長】 その他、委員から何かあるか。
- 【山内副会長】 1月に八王子歯科医師会の方で市民向けの公開講座を開催する。講師を2人招く。飯島先生は健康寿命を延ばすためには何が重要かを言われている。その中で口の重要性を言って頂く。もう1人はきくかね先生。今、歯科の中で摂食嚥下が問題になっていて、その中の第一人者で特に認知症と歯科の関係は何か、なかなか認知症というと歯科が出てこないがその辺の観点で話して頂けると思う。どちらも最後まで自分の口でおいしく食べる事、ただ単に食べるだけでなく、家族とか仲間とか社会とつながりを持ちながら食事ができる事の重要性も話してくれると思う。2人とも全国的に有名な先生で、資料を入れた。

【平川委員】 本当に素晴らしい。本市にも1回来て頂いたのが飯島先生で、これから先は介護になる前の段階で止めなければ、いくらいい支援、仕組みがあっても間に合わない。虚弱という言葉は、イメージが悪い、フレイル、当然医学界は検証をしている形。フレイルというと足腰の弱い方のイメージがあるが、全ての始まりは口に始まる、食べられなければお終いという非常に面白い元気のいい先生。気鋭の内閣総活躍社会のメンバーの1人でもある。私も推薦する。

【和氣会長】 他にないか。なければ、本日の議題はすべて終了。進行を事務局に戻す。

4 閉会

【高齢者福祉課主査】 本日の会議の中で、言い忘れた点、言い足りなかった点があれば、意見書にて、12月2日金曜日までに意見を。

次回の今年度最後の運営部会は、臨時委員を含め、来年2月3日金曜日事務棟7階702会議室で行う。別途通知する。

会議録署名人 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 署名 _____